

入院時食事療養費について

当院は、入院時食事療養費（Ⅰ）、入院時生活療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士による管理された食事を適時（夕食については 18：00 時以降）・適温で提供しております。

【食事時間】

朝食 7：30	昼食 12：00	夕食 18：00 以降
---------	----------	-------------

【入院時食事療養費標準負担額】

一般(70 歳未満)	70 歳以上の高齢者	標準負担額 食費（1 食）
一般(下記以外)	一般(下記以外)	510 円
低所得者(住民税非課税)	低所得者Ⅱ 注 1) 過去 1 年間の入院期間が 90 日以内	240 円
低所得者(住民税非課税)	低所得者Ⅱ 注 1) 過去 1 年間の入院期間が 90 日超	190 円
—	低所得者Ⅰ 注 2)	110 円

注 1) 低所得者Ⅱ：①世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者Ⅰ」以外の者

注 2) 低所得者Ⅰ：①世帯全員が住民税非課税であって、年金受給額が 80 万円以下の者、

②老齢年金受給権者、③境界層該当者

【入院時生活療養費標準負担額】

療養病床に入院する 65 歳以上の方	標準負担額	
	食費 (1 食)	居住費 (1 日)
一般(下記以外)	510 円	370 円
低所得者Ⅱ 注 1)	240 円	370 円
低所得者Ⅰ 注 2) ① 年金受給額 80 万円以下	140 円	370 円
低所得者Ⅰ 注 2) ② 老齢福祉年金受給	110 円	0 円
低所得者Ⅰ 注 2) ③ 境界層該当 注 3)	110 円	0 円
注 1) 低所得者Ⅱ：①世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者Ⅰ」以外の者 注 2) 低所得者Ⅰ：①世帯全員が住民税非課税であって、年金受給額が 80 万円以下の者、 ②老齢年金受給権者、③境界層該当者 注 3) 境界層該当：負担の低い基準を適用すれば生活保護を必要としない状態になる者		